

かなざわエコフェスタ2026開催業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

「かなざわエコフェスタ2026開催業務」において、未来を担う子どもたちを始め、多くの市民が「ゼロカーボンシティかなざわ」の実現に向け、地球温暖化の防止や廃棄物削減等の環境問題について、さまざまな体験等を通して理解を深めるとともに、再生可能エネルギーの導入を進め、エネルギーの地産地消を図り、自給率の向上につなげることを目的にイベントを開催することとしており、このかなざわエコフェスタ2026開催業務を実施する最適な候補者を、このプロポーザルによって選定することを目的とする。

2 一般事項

(1) 名称

かなざわエコフェスタ 2026 開催業務委託プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)

(2) 方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

(3) 主催者及び事務局

ア 主催者 金沢市地球温暖化対策推進協議会、金沢市

イ 事務局 金沢市環境局ゼロカーボンシティ推進課

〒920-0999 金沢市柿木畠1番1号

電話 076-220-2507 FAX 076-260-7193

e-mail アドレス zerocarbon@city.kanazawa.lg.jp

(4) 募集要領等の配布の方法

ア 方法 本市のホームページに公表する

イ 交付資料 (ア) 公募型プロポーザル実施要領

(イ) 業務委託仕様書

(ウ) 提出書類各様式

(5) 日程

1	実施要領等のホームページ掲載	令和8年4月6日(月)
2	参加表明書の受付期間	令和8年4月6日(月)～令和8年4月15日(水)
3	質問書の提出期間	令和8年4月6日(月)～令和8年4月9日(木)
4	質問の回答	令和8年4月10日(金)
5	企画提案書等の提出期間	令和8年4月16日(木)～令和8年5月8日(金)
6	プレゼンテーションの実施	令和8年5月27日(水)
7	審査結果の通知	令和8年6月上旬
8	契約締結	令和8年6月上旬

(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規する休日を除く。)それぞれ午前9時から午後5時45分まで

3 応募資格

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次の条件のすべてに該当する者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。なお、提出から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。
- ウ 金沢市の委託等の入札参加資格を有すること。
- エ 金沢市内に本社又は本店を有すること。
- オ イベントの企画・実施等に5年以上の経験を持つ者を配置できること。
- カ 令和3年4月1日以降において、提案資料と同規模以上のイベント等を取り扱った実績を有すること。
- キ 役員（役員として登記され、又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

(2) 応募資格の制限

次に該当する者は、3（1）の有資格者であっても、本プロポーザルに応募してはならない。また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

- ア かなざわエコフェスタ2026開催業務委託業者選定委員会委員
- イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む）に属する者

4 業務概要

- (1) 業務名 かなざわエコフェスタ2026開催業務委託（以下「本業務委託」という。）
- (2) 開催日 令和8年10月3日（土）10:00～15:00
- (3) 開催場所 金沢市役所第二本庁舎エントランス、正面緑地、2階会議室、3階会議室
- (4) 事業内容 「かなざわエコフェスタ2026開催業務委託仕様書」のとおり
- (5) 履行期間 本業務委託契約締結日から令和8年11月30日まで
- (6) 業務の中止

本事業が中止（契約の解除）となった場合

- ア 業務の既履行部分（成果物）については、検査に合格した部分の引き渡しを受けることとし、既履行部分に相応する委託料を支払うこととする。
- イ 貸与品、支給材料があるときは、遅滞なく返還すること。また、故意または過失により滅失又は毀損した場合は、代品の納品又は原状に復し返還、これらに代えてその損害を賠償すること。
- ウ 本事業の会場に材料、工具その他の物件があるときは遅滞なく撤去するとともに、原状を復して明け渡すこと。
- エ 前項の場合において、正当な理由なく、期間内に当該物件の撤去・原状の回復を行わない場合、金沢市地球温暖化対策推進協議会及び金沢市が行い、その費用の請求を行う。

5 提案条件、提出書類等

(1) 提案条件

提案に当たっては、以下の条件により行うものとする。

ア 業務委託費上限額 2,350,000円（消費税及び地方消費税を含む）

イ 作成した成果品は、金沢市地球温暖化対策推進協議会及び金沢市がその権利を有するものとする。

(2) 提出書類の内容及び提出方法等

ア 参加表明書

① 参加表明書は、以下の様式に基づき作成する。

・様式1 参加表明書

② 参加表明書と併せて以下の書類を提出する

・別紙1 会社の概要

・別紙2 業務の運営組織

・別紙3 過去5か年(令和3年4月1日以降)におけるイベント開催業務に関する活動実績

・別紙4 総括責任者の過去5か年(令和3年4月1日以降)におけるイベント開催業務に関する活動実績（3件まで）

③ ①および②は、以下のとおり提出すること。

・提出方法 電子メール（ファイル形式はPDFとする）

・提出先 2（3）に同じ

・提出期間 令和8年4月6日(月)～令和8年4月15日(水)
午後5時45分まで

④ 照会窓口 参加表明書の作成について不明な点がある場合には、以下の場所に照会すること。

a 照会場所 2（3）イに同じ

b 照会期間 上記提出期間に同じ

⑤ 参加表明書提出後、記載された内容の変更は認めない。

イ 企画提案書

① 企画提案書は以下の様式に基づき作成する。

・様式2 企画提案書（エクセル、A4版）

・別紙（パワーポイント、A4版・横書き）15ページまで（表紙は含まない）

・概算見積書（様式自由）

② 別紙の記載項目内容は以下のとおりとする

・別紙 各項目における提案内容を記載すること。

・項目 サブタイトル名・イベント全体のねらい、コンセプト
会場の全体イメージ（会場配置図等）

プログラム内容（重点企画、各種体験プログラム等）

その他提案、広報計画、管理運営体制

- ・文章を補完するためのイラスト、イメージ図等に記載される文字を除き文字の大きさを18ポイント以上とする。
 - ・基本的な考え方を簡潔な文章で記述すること。
 - ・厳正な匿名審査を行うため、様式2別紙の中で作成者が判別できる内容の記載（会社名や特定のものとは判別できる記号やふちどりなども含む）がある場合は失格とする。
- ③ 企画提案書等は以下のとおり提出すること。
- ・提出方法 電子メール（ファイル形式はPDFとする）
 - ・提出先 2（3）に同じ
 - ・提出期間 令和8年4月16日（木）～令和8年5月8日（金）
午後5時45分まで
- ④ 照会窓口 企画提案書の作成について不明な点がある場合には、以下の場所に照会すること。
- a 照会場所 2（3）イに同じ
 - b 照会期間 上記提出期間に同じ
- ⑤ 企画提案書提出後、記載された内容の変更は認めない。

ウ 質疑応答

- ① 質問書は、以下の様式に基づき作成する。
- ・様式3 質問書（エクセル）
- ② 質問書は以下のとおり提出すること。
- ・提出方法 電子メール（ファイル形式はPDFとする）
 - ・提出先 2（3）に同じ
 - ・提出期間 令和8年4月6日（月）～令和8年4月9日（木）
午後5時45分まで
- ③ 回答は、令和8年4月10日（金）に、質疑の有無にかかわらず、参加表明書を提出した全員に対し、回答する。

(3) その他

ア 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

イ 提案は、1者につき1件に限る。

ウ 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。

6 企画提案内容のプレゼンテーション

企画提案書の記載内容について、プレゼンテーションにより選考を行うため、本プロポーザルに企画提案をする者は必ず出席すること。

なお、審査項目は「7 企画提案書の特定基準」に掲げるとおりとする。

(1) 日時・場所等

日時：令和8年5月27日（水）※時間は提案者ごとに追って連絡する。

場所：金沢市役所第二本庁舎 2202 会議室（予定）

（金沢市柿木畠1番1号）

時間：1者あたり20分以内（準備時間等除く。）とし、説明に10分、質疑応答に10分とする。

(2) その他

プレゼンテーションに出席しない場合は、受注意思がないものとみなして選定の対象としない。

7 企画提案書の特定基準

	項目	評価のポイント	配点
①	会場構成	○来場者が会場全体を巡りやすく、さらに回遊性の高いレイアウト工夫が提案されている（会場配置図等）。	10
②	企画	○来場者が楽しみながら、地球温暖化の防止や廃棄物削減などの環境学習ができる内容となっている。 ○集客力のある企画が提案されている。 ○各出展ブースに来場者を誘導、滞在できるような企画がある。 ○予算の範囲内での実現が可能な企画となっている。	20
③	持続性	○イベント終了後も、会場にて得た環境に関する知識を家庭で継続して実践できるような効果的な仕組みが考えられている。	10
④	環境配慮	○会場設営やイベントの実施において、環境に配慮した内容となっている。	20
⑤	広報	○市民に興味を持たせ、来場したいと思わせる効果的で効率的な広報について考えられている。	10
⑥	独自性	○仕様書に示した以外にも集客力のある、これまでにない企画が提案されている。	20
⑦	実績	○同種イベント実績、類似実績	10
合 計			100

8 特定方法、結果の通知等

(1) 企画提案書の特定方法

企画提案書及びプレゼンテーションの内容により、「7 企画提案書の特定基準」に基づき、各選定委員が審査を行い、点数を付け、その審査結果の合計得点が最も高い企画提案書を特定する。

審査結果の合計得点が最も高い企画提案書が同点で複数あった場合には、これらの企画提案書についてのみ、再度、あらかじめ設定した課題に対し提案された内容に関し、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け、特定するものとする。

企画提案書の提出が1件のみの場合、審査結果の合計得点（以下「得点」という。）は参考得点として、当該企画提案書を特定する。ただし、得点が7割を下回った場合には、予算の範囲内で企画の改善を求めることができるものとする。

(2) 選定委員会

選定委員会は、次の5名で構成する。

児玉 昭雄（金沢大学教授、金沢市地球温暖化対策推進協議会会長）

円井 基史（金沢工業大学教授、金沢市地球温暖化対策推進協議会委員）

乙村 恵子（金沢エコライフくらぶ、金沢市地球温暖化対策推進協議会委員）

川端 淑愛（金沢市環境局長）

宮田 久美子（金沢市ゼロカーボンシティ推進課長）

(3) 審査結果の公表

審査の結果については、令和8年6月上旬頃（予定）に企画提案書の提出者に対し、審査結果を通知する。

なお、審査結果の詳細等の電話での問い合わせには、いかなる場合も応じられない。

9 その他

(1) 非特定理由の説明

ア 特定されなかったものに対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記アの通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(2) 失格

次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合

ウ その他この要領に違反する場合

(3) その他

ア 選定委員への質疑、照会、連絡、相談等は、いかなる場合も認められない。

- イ 提出書類は、選定及び特定を行う作業等必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ウ 提出書類に記載された総括責任者等は、特別の理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。
- エ 提出書類は、返却しない。
- オ 特定した企画提案書について金沢市地球温暖化対策推進協議会及び金沢市が必要に応じて展示、出版等を行う場合、特定者は、金沢市地球温暖化対策推進協議会及び金沢市に協力するものとする。
- カ 特定した企画提案書の著作権は、特定者に帰属するものとする。ただし、金沢市地球温暖化対策推進協議会及び金沢市は特定者の許諾を得ることなく、無償で企画提案書を利用すること（公表し、複製し、展示すること等をいう。）ができるものとする。
- キ 具体的な実施作業は、契約後に金沢市地球温暖化対策推進協議会及び金沢市と協議のうえ進めるものとする。
- ク この要領に記載の無い事項については、金沢市委託業務公募型プロポーザル方式実施要綱の取り扱いに準じる。